

舞鶴共済病院看護師養成奨学金貸付施行規則

舞鶴共済病院看護師養成奨学金貸付施行規則を次のように制定する。

(趣旨)

第1条 この規則は、舞鶴共済病院看護師養成奨学金の貸し付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の申請)

第2条 舞鶴共済病院看護師養成奨学金貸付申請書(様式第1号)に、連帯保証人2人が連署し、在学証明書又は学生証の写し及び現住所を証明する書類を添え、病院長が定める期限までに行わなければならない。

(連帯保証人の資格)

第3条 前条の連帯保証人は、次の各号のいずれにも該当する2人とし、そのうち1人は舞鶴共済病院看護師養成奨学金(以下「奨学金」という。)の貸付けを受けようとする者の親権者又はこれに類するものでなければならない。

- (1) 舞鶴市または近隣に在住する成人であること。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- (3) 返還能力を有していること。

(貸付の決定及び通知)

第4条 病院長は、舞鶴共済病院看護師養成奨学金貸付申請書を受理したときは、奨学金の貸付けについて適否を審査し、奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)を決定する。(審査日は年度当初1回とする。)

2 前項の適否の審査に際し、病院長は奨学金の貸付けを受けようとする者に、現在の学校等に入学する以前に在学していた学校の成績証明書等の書類を提出させることができるものとする。

3 病院長は、第1項の決定をしたときは、舞鶴共済病院看護師養成奨学金貸付決定通知書(様式第2号)により、奨学生に通知するものとする。

(借入証書等)

第5条 前条第3項の通知を受け取った奨学生は、速やかに連帯保証人2人と連署した舞鶴共済病院看護師養成奨学金借入証書(様式第3号。以下「借入証書」という。)を病院長に提出しなければならない。

2 奨学生は、在学証明書又は学生証の写し及び現住所を証明する書類を添え

て病院長に提出しなければならない。

(貸付の方法)

第6条 貸付の方法は、期別の最初の月（奨学金の貸付けを決定した初年度の最初の期は、病院長が定めた日）に、その期に奨学金の貸付けを行う額の月額を、あらかじめ奨学生が指定した銀行等の口座に振り込むものとする。

(貸付の再開等)

第7条 奨学生が休学により奨学金の貸付けを停止していた場合において、復学し、成業すると病院長が認めるときは、第5条及び前条の規定に準じ、貸付けを再開するものとする。ただし、休学の期間は1年間を限度とする。

2 奨学生が申請時の学校等を卒業した後、進学したときは、さらなる貸付けはしないものとする。また、学校等を卒業後においても看護師の資格が取得できていない場合に、新たな学校等へ在学することに至っても同様とする。

3 奨学生が申請時の学校等で、短期大学等から大学等へ編入したときは、前の学校等の在学期間に、編入した大学等の正規の修学期間を加えた期間、貸付けを行うものとする。ただし、貸付けを行う期間は、前の学校等の在学期間を含め5年間を限度とする。

4 奨学生が原級留置した場合において成業すると病院長が認めるときは、正規の修学期間に加え、さらに1年間を限度として貸付けができるものとする。

(借用証書等)

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、貸付けを受けた奨学金の全額について、連帯保証人2人と連署した舞鶴共済病院看護師養成奨学金借用証書（様式第4号。以下「借用証書」という。）を速やかに病院長に提出しなければならない。

- (1) 卒業したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の貸付けを廃止されたとき。
- (4) 奨学金の貸し付けを辞退したとき。

(返還の猶予又は返還の免除)

第9条 奨学金の返還猶予又は奨学金の返還に係る債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、舞鶴共済病院看護師養成奨学金返還猶予申請書（様式第5号）又は舞鶴共済病院看護師養成奨学金返還免除申請書（様式第6号）を病院長に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除の額等)

第10条 卒業後、舞鶴共済病院で看護師（新人看護研修終了後、夜勤勤務者、及び待機者、夜勤当直者）として勤務し、奨学金は借入れた月数の1.5倍の月数、（但し10万円の場合は2倍の月数）を勤務した場合は全額免除することとする。

2 心身の故障その他特別の事情は、重度の心身の故障により仕事等ができない状況になったとき、又は火災、災害等により奨学金に係る債務の返還ができないときとし、奨学金の返還に係る債務の全部又は一部免除の額は、病院長が返還できないと認める額とする。

(異動届)

第11条 奨学生又は奨学生の親権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに異動届（様式7号）に、その事実を確認することができる書類を添えて、病院長に届け出なければならない。

(1) 短縮卒業したとき。

(2) 看護師の資格を取得したとき。

(3) 休学、復学又は退学したとき。

(4) 進学又は原級留置したとき。

(5) 停学その他の処分を受けたとき。

(6) 他の奨学金等の貸与を受けるに至ったとき。

(7) 本人、連帯保証人の身分その他重要な事項に異動のあったとき。

2 奨学生又は親権者が疾病等により、前項の届け出ができないときは、連帯保証人又は、後見人若しくは家族等が届け出るものとする。

(死亡届)

第12条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、連帯保証人又は遺族は、異動届（様式第7号）に戸籍抄本を添えて病院長へ届け出るものとする。

(その他)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

この改定は、平成26年4月1日から施行する。

この改定は、平成28年2月1日から施行する。

この改定は、平成29年2月17日から施行する。